

エッコロのきまり

◎エッコロを活用する上での約束

●エッコロ共通用語

【ケア】…「お互いさまのたすけあい」を基調とした日常的な範囲での手助けをいいます。

【ケア者】…お互いさまの気持ちで手助けする人。エッコロ加入者であれば誰でもケア者になれます。

【ケア金】…ケアに対する給付。エッコロの加入者みんなから「ありがとうの」気持ちとともに、申請後、審査を経て共同購入代金と相殺で支払われます。

【エッコロコーディネーター】…ケア依頼者とケア者を橋渡しする人

●ケアの約束事

- ・依頼者、ケア者ともに生活クラブ・東京のエッコロ加入者に限ります。
- ・「ケア者への依頼は自分で」が原則です。日頃からまちの企画やコミュニティの活動などへの参加を通じて、顔の見える関係をつくりましょう。
- ・自分でケア者を探すことが難しい場合にはケア者をコーディネートするしくみを利用できます。センター・デポーにお問い合わせください（ケア者が見つからない場合もあります）。
- ・家族間のケアは対象外です。（細則12条約参照）
- ・専門的な看護や介護などはエッコロのたすけあいでは対応できません。
- ・車両事故の補償はありません。
- ・ケアの内容・場所・時間などは依頼者とケア者とで事前に確認します。
- ・ケア中の事故は、ケア者保障保険で補償されます（右記参照）。
- ・依頼者が申請書を提出します。（**生-⑥**「活動の開催場所での託児」は主催者が提出します）

●申請するとき

- ・生活保障の申請書は生活クラブ・東京のWebサイトからダウンロードできます。一部Webで申請ができません。
用紙を取り寄せたい場合はセンター・デポーにご連絡ください。
- ・申請はできるだけ早く行なってください。（事由発生後60日以内に申請すること。時効は1年です。）
- ・当事者以外の生活クラブ組合員または事務局による第三者証明が必要な申請書もあります。
ご不明な点はセンター・デポーにお問い合わせください。

◎加入・解約・掛金

●加入できる人

加入者本人とケアする意思のある中学生以上の同居の家族が加入できます。家族加入はエッコロに加入している組合員の家族が対象です。家族のみの加入はできません。エッコロ家族加入者はケア者にはなれますが、ケアの依頼はできません。

●加入したいとき

所定の加入用紙に必要事項を記入してセンター・デポーに提出してください。効力の開始は加入を受け付けた翌日午前0時よりとします。

●解約したいとき

契約期間は4月1日より翌年の3月31日までで中途解約はできません。毎年2月1日から2月15日に任意解約を受け付けています。期間内に手続きをした場合、3月より引き落としがストップし、4月より解約となります。

●掛金

1人1ヶ月100円の掛金が毎月共同購入代金と一緒に引き落とされます。集金は加入翌月より始まります。前払いのため初回のみ2ヶ月分（加入翌月と翌々月分）200円が引き落とされます。

◎ケア者保障保険について

エッコロに定められているすべてのケアについて「ケア者保障保険」が適用されます。ケア者が家を出てからケアを終了して帰宅するまでの間保障されます。

※事由が発生した場合はすぐに連絡してください。

生活クラブ生協・東京 政策調整部
共済課 TEL 03-6862-5217

傷害保険（ケア者本人）

死亡：300万円

入院：3,000円／日（180日間）

通院：2,000円／日（90日間）

賠償責任保険

身体賠償：1億円 財物賠償：1億円

※賠償責任保険の免責金額5,000円（自己負担金額）についてはエッコロ**組-③**「活動中の事故による賠償責任」での申請対象となります。

※保障内容は2021年4月現在の内容です。